

令和4年度定例第一回（春）関東地方知事会議

会 議 録

令和4年5月18日（水）

（WEB会議）

関 東 地 方 知 事 会

令和4年度定例第一回（春）関東地方知事会議

1 日 時 令和4年5月18日（水）13：30～15：15

2 会 場 WEB会議

3 出席者

会長	静岡県知事	川 勝 平 太
	東京都副知事	潮 田 勉
	茨城県知事	大井川 和 彦
	栃木県知事	福 田 富 一
	群馬県知事	山 本 一 太
	埼玉県知事	大 野 元 裕
	千葉県知事	熊 谷 俊 人
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	山梨県知事	長 崎 幸太郎
	長野県知事	阿 部 守 一

4 協議事項等

- (1) 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- (2) 令和3年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について
- (3) その他

5 会議内容

(1) 開会

○事務局

開会の前に申し上げます。

本日、山梨県の長崎知事におかれましては、遅れて到着されるということでございます。

また、栃木県の福田知事、群馬県の山本知事、長野県の阿部知事におかれまして、御公務のために途中で退席されるということでございます。

協議の進行に当たりまして、長野県提案は、共同提案の「地方分権改革の推進について」の後に、長野県知事から御説明いただくよう、順番を変更いたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度春の関東地方知事会議を開会します。

私は、事務局を担当しております静岡県知事戦略局の鈴木と申します。本日の進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり会長である静岡県の川勝知事から御挨拶を申し上げます。

(2) 会長挨拶

○会長

皆様、こんにちは。

本日は御多忙のところを出席いただきまして、誠にありがとうございます。

関東地方知事会の申合せによりまして、この1年間会長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議開催に当たりましては、新型コロナウイルスの感染状況を

踏まえまして、感染拡大防止に万全を期するため、昨年度の秋の会議に引き続きウェブ会議による開催とさせていただきました。

現在、新型コロナウイルス感染症に加えロシアのウクライナ侵攻、また資源・原材料価格の高騰などにより社会経済活動の見通しが極めて不透明になっています。この国難ともいえる状況の中、関東地方知事会として1都9県がしっかりと連携し、危機を克服していく必要があります。本日の会議は、その意味でも重要な機会であると考えております。

本日は、地方分権をはじめ、医療、農林水産業、多文化共生、防災、防疫対策、観光振興、社会資本整備等と様々な分野にわたる重要な御提案をいただいております。限られた時間ではございますけれども、国に対する提案、要望を取りまとめ、その実現を図っていくために実りある会議にしたいと存じます。皆様の御協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶といたします。

○事務局

それでは、これから先の進行は、会長にお願いしたいと思います。川勝知事、よろしくお願いします。

(3) 協議事項

- ・ 国の施策及び予算に関する提案・要望について
- ・ 令和3年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について

○会長

それでは、協議に入らせていただきます。お手元の次第に従って進めてまいります。

初めに3（1）国の施策及び予算に関する提案・要望についての協議をお願いいたします。

資料1、提案・要望事項についてを1枚おめくりくださいます。提案・要望事項の一覧を御覧ください。この一覧の12の項目ごと、提案都県の説明後に意見交換を行ってまいります。時間に限りがございます

ので、発言は端的におまとめいただきまして、円滑な議事の進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まず、初めに地方分権改革の推進についてであります。これは、共同提案ということでございますので、私から説明をいたします。

1 地方分権改革の推進については、共同提案として毎年提案要望を行っている事項でございます。地方分権改革の着実な推進を図っていく必要がありますので、真の地方分権社会の実現に向けて国と地方の役割分担の適正化など8の項目、また、真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向け、新型コロナウイルス感染症を踏まえた地方の安定的な財政運営に向けた支援など17項目、合わせて25項目につきまして提案・要望を行うものでございます。

以上でございます。

それでは、この項目につきまして御意見があれば、挙手の上よろしくお願いを申し上げます。

(なし)

○会長

それでは、本件につきましては、原案のままとさせていただきます。

それでは、長野県の阿部知事が、御公務がございましたので、最初に長野県提案から協議を行いたいと思います。長野県の阿部知事、よろしくお願いします。

○長野県知事

順番を変えていただきまして、ありがとうございます。

私からは、11番のウィズコロナ・アフターコロナの観光振興について提案趣旨の御説明をさせていただきたいと思います。

これは私が申し上げるまでもなく、新型コロナの影響をいろいろな産

業が受けているわけですが、そうした中でも最も大きな影響を受けている産業部門の1つが、この観光産業だと思っています。

長野県は今、善光寺の御開帳を開催中でありますし、つい先日まで諏訪大社の御柱祭、非常に開催を危ぶまれたところもありますが、感染対策をしっかりと行いながら、どちらの行事も行っている状況です。ただ、いずれも6年に1度、数えて7年に1度で、善光寺の御開帳は実は1年延期をしての開催ですが、やはり少しいつものに比べるとお客様の数は、総じて少ない状況です。

そうした中で、今のウィズコロナ、それからいずれかの段階でアフターコロナにしっかりと舵を切っていかなければいけない状況ですので、そうした状況に向けての観光振興策、支援策を今のうちから国へしっかり考えてもらいたいのが、大きな趣旨です。

7個ありますが、かいつまんで御説明しますと、1点目の感染拡大防止に向けた取組の徹底。今後はそうしたことにならないことを祈っていますが、急激な感染拡大時であっても、一定程度ワクチンや検査を交えながら、観光が止まらないような仕組みを考えてもらいたい。長野県もまん延防止の重点措置を適用しましたが、そのときも県民の観光だけは、宿泊割引を継続しました。バランスの取れた対策を、ぜひお願いしていきたいと思っています。

それから、4番目、5番目は、少し今後の話ではありますが、コロナの中でいろいろ観光の変革も行われつつあると思っています。団体旅行から個人旅行、あるいは長期滞在型観光、分散型旅行、ワーケーション、こうした動きが出てきていますので、国としても観光振興の計画をしっかりと立てていただくと同時に、休暇の分散等も含めて新しい社会の在り方を、国主導でつくってもらいたいと思っています。

最後7番目インバウンドですが、これは今止まっていますが、実証の取組の受入れを長野県も行っていこうと思っています。これも前までは、かなり順調に全国的にインバウンド観光客が増えていましたので、今のうちからしっかり準備していくことが、大事だと思います。国においては、関係者は大勢いますので、ぜひ見通しをしっかりと立てて、どうい

段階でどこまでどうするのかということも、しっかり示してほしいと思っています。

ぜひ御賛同いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長

御意見、御発言ございましたらば、挙手の上でお願いをいたします。

(なし)

○会長

皆さん御賛同のようなので、本件につきましては、長野県知事の御提案の原案のままでよろしゅうございますか。

それでは、原案のままとさせていただきます。

阿部知事、ありがとうございました。

○長野県知事

どうもありがとうございます。

○会長

それでは、次に東京都さんから、道路利用料金減免などZ E Vの継続的な利用に対する支援について、御説明をお願いいたします。

○東京都副知事

本日は、知事に代わりまして恐縮ですが、出席をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都からは、道路利用料金減免などZ E Vの継続的な利用に対する支援について提案申し上げます。資料を御覧願います。

我が国のC O 2排出量のうち運輸部門が占める割合が 18.6%で、そのうち9割近くを自動車が占めております。このため、その主な原因のガソリン車等によるC O 2排出量の削減は、気候変動対策として極めて

重要で、Z E Vの普及は、喫緊の課題でございます。加えてウクライナ・ロシア情勢によるエネルギー危機が、長期化するおそれがあることを鑑みますと、この機会を捉え脱炭素化への取組を一層強力に押し進めていく必要がございます。

ガソリン車等からZ E V等への転換を図る動きは、世界的にもE Vシフトとして大きな潮流となっており、我が国では、2035年までに乗用車販売を100%電動化する目標を表明しているところでございます。しかし、1都9県の地域において2020年度の乗用車の新車販売で占めるZ E Vの割合は1.5%にすぎず、保有割合に占める割合でも0.7%にとどまっているのが、現状でございます。

こうした状況を踏まえ東京都では、都内で新車販売される乗用車を2030年までに100%非ガソリン化、二輪車につきましては2035年までに非ガソリン化するという国を上回る目標を掲げ、現在様々な取組を加速させております。これまでのZ E Vの普及策は、車両購入時の助成など導入時の負担軽減や充電設備等のインフラ整備を中心に取り組んできましたが、さらなる普及に向けまして、Z E Vの継続的な利用に対する支援などの取組を普及促進の段階で集中的、時限的に行うなどより一層加速化させることが、求められております。このため、国に対しまして次のことを要望としたいと考えております。

1点目は、Z E Vの利用に対する新たなインセンティブの付与でございます。Z E Vの普及促進期にその取得、利用が経済的にもメリットをもたらすよう高速道路等の利用料金について割引ポイントの付与や料金の減免など実効性ある取組を実施すること。その際には、道路整備の維持管理等に影響を及ぼさないよう国が適切に財源措置を行うこととでございます。

2点目は、Z E Vがより利用しやすい環境を整備するため、高速道路において各事業者によりサービスエリア等に設置が進められてきた急速充電施設を、これまで以上に積極的に拡充することとでございます。

これらの事項を関東地方知事会として関係各省庁に働きかけていくことを提案したいと存じます。

東京都の説明は、以上でございます。

○会長

ただいま東京都の潮田副知事のほうからZEVに関する御提案がございましたけれども、ほかの知事様、御意見ございますでしょうか。

阿部知事、どうぞ。

○長野県知事

御指名ありがとうございます。

長野県としても、この御提案全面的に賛成です。

地方自治体が率先して脱炭素化を進めていくことが必要だと思いますが、一方で、国においても責任をもって取り組んでいただかなければいけないことが、幾つかあると思います。そういう意味でまず、高速利用の際の取組支援。高速の料金減免の話は、ぜひ国全体でしっかり取り組んでいただきたいと思います。ここに記載されていますように道路整備等に影響を及ぼすことになると思う部分もありますので、ぜひ地方の道路整備に影響しないように、しっかり制度をつくってもらいたいと思っています。

それからもう一点、高速道路の部分ですが、本県もサービスエリア、パーキングエリア、高速網いろいろある中で34か所ありますが、まだ急速充電器は13か所にとどまっている状況です。全サービスエリア、パーキングエリアに複数の急速充電器を整備する。それぐらいの勢いで取り組んでももらいたいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

ほかに御意見等々ございますか。

(なし)

○会長

それでは、阿部知事の賛成意見をいただきまして、これは原案のまま
でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に進ませていただきます。

次は、茨城県さんから医師確保対策についてでございます。御説明お
願いいたします。

○茨城県知事

茨城県の大井川でございます。

茨城県からは、前回に続いて引き続き医師確保対策ということで、し
つこくしつこく医師確保対策を訴えていきたいと思えます。

医師不足問題、今回のコロナの問題でも大きくクローズアップされた
わけでございます。特に地域の偏在、あるいは政策医療に対する分野に
おける医師不足、これは東京も含め全国共通なのではないかと思えます。

まず、私どもの要望の中身でございますけれども、1つ目として、そ
もそも医師の供給が足りているのかということでございます。厚生労働
省によると 2030 年代で医師不足が解消されるという話になっておりま
すが、新たなこのパンデミックのような状況を踏まえると、とてもそう
いうことで医師を減らしていくということが正しいとは思えないので、
医師の需給推計、こちらを新たな医療分野での働き方改革であるとか男
女比であるとか、あるいはパンデミックのようなそういう事態も想定し
た上での本当の最新の医師需給推計を、もう一回検討し直す必要がある
のではないかと、1点でございます。

さらにその臨時定員を含む医学部定員の確保、医学部新設に係る規制、
こちらはまさにもう岩盤規制といってもいいほど固いわけございま
すけれども、極端な話医師会の利害とか様々な政治的なそういう理由で
はなく本当の意味での日本の医療を守るために、規制を緩和すべきとこ
ろは大々的に緩和していただく必要があるのではないかと、思っております。

また、地域枠についても、恒久の定員枠の中での割合が、地域枠5割の設定ということで、一定の要件を満たした場合のみ臨時定員の設定が可能となるというような議論が進められておりますけれども、各都道府県における医科大学の数や定員、地域医療の状況などは、それぞれ異なるわけでございます。国が一律に定めるのではなく、臨時定員の設置要件を見直すとともに、恒久定員内での地域枠の設定状況にかかわらず臨時定員増を積極的に認めるように要望したいと思います。

2つ目が、医師派遣への大学の主体的な取組ということでございます。こちらは、大体のところでは積極的に地域の医学部が地域医療を支えていらっしゃると思うんですけれども、しっかりとこれを政策的にも位置づけて大学に地域医療の確保や充実を図る責務があるということ、法的にも位置づけていただく必要があるんじゃないかと思います。大学が主体的に地域医療を支える取組をするように、国が責任を持って大学への指導や制度改正を講じる、あるいは財政支援などのインセンティブを設置する。それによって実効性のある対策の実施を要望するものでございます。特に首都圏近郊の茨城県などにおいては、大学医学部はございますけれども、卒業生がほとんど東京の方面に出ていってしまうという実態もございます。そういうことを何らかする手を、国にもしっかりと考えてほしいと思います。

3つ目なんですけれども、これは政策医療分野の医師に対するインセンティブということでございます。今回のコロナ禍で医師の数、ベッドの数は、日本はヨーロッパに比べて多いにもかかわらず、大変な医療崩壊に近い状況が発生してしまったということでございます。

これは、必要な政策医療の分野に医師が足りていないということでございまして、そこには職業選択の自由というのがあるんですけれども、公費で少なくとも賄っているこの医療という市場の分野においては、勤務医や政策的ニーズの高い医療分野、こういう医師の方に優遇して診療報酬を払うような、その病院に診療報酬を払うんじゃなくてドクターフィーのような、ヨーロッパなんかでやっているような、そういうある政策医療のお医者さんの診療は、報酬が高いと。そういうことを制度的に

つくれる、そういうものを行うこと、あるいは診療科ごとの定員設定、そういうことをすることによって、今までの常識にとらわれないやり方で政策医療の充実を図る必要があるのではないかと思います。

今までも医療改革は何度も叫ばれてきたわけで、なかなか進んでおりません。今回我々は、コロナという大きな災害を乗り越えてきたわけですから。この機を逃しては、もう医療改革はなかなか難しいのではないかということすら思いますので、ぜひ再度声を大にして政府に対して要望していきたいと思います。

ぜひ御賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

今の御説明に対しまして、御意見等ございますでしょうか。神奈川県知事、どうぞ。

○神奈川県知事

ありがとうございます。

この件に関しては、全面的に賛成をさせていただきたいと思いますが、これも、これは医師が足りないだけでなく、やはりナースも足りない、保健師も足りない。こういった問題、今回コロナのことで痛切に感じたわけであります。

その中で神奈川県が取った「地域療養の神奈川モデル」といったものがありましたけれども、在宅療養の患者さんに対してA I コールとかL I N Eとかそういったものでフォローすると同時に、その地域地域の医師会そして訪問看護ステーション、こういったものでフォローしてくるという流れをつくったんですけれども、それでも訪問看護ステーションのナース自身も足りないといったことの中で実は、救急救命士の活用といったことを訴えまして、その実現をいたしました。

実は救急救命士は、これはちょうど制度ができて 30 年になるんですけれども、ずーっと消防で働かなければその資格を生かせないという状

況が、ずーっと続いているんです。2万人以上の救急救命士が、国家資格は取ったけれども、生かせないという状況が、ずーっと続いていたんです。それが去年の10月にやっとその制度が改正されて、救急外来でもようやく働けるようになった。初めて病院の中できちんとした医療職種として働けるようになったといったことがありました。こういう流れの中で人材不足といったものを救急救命士、やっと医療人材として認められた救急救命士といったものを、しっかり活用していくといったこと。

これは、これから様々な形であり得るのかと思っているところでありまして、医師だけの問題ではなくて、やはり幅広く医療人材といったことを確保、充実といったことを、我々これからしっかりと国に要望していくべきかと思っています。

今回のこの要望については、全面賛成したいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

今、看護師の不足あるいは救急救命士の活用といった意見もございましたが、これは原文に加えるということではなくてよろしいですか。

○神奈川県知事

この文章はこのままでいいと思います。

○会長

ほかに御意見いかがでしょうか。

(なし)

○会長

それでは、黒岩知事から御意見もございましたけれども、原案のままが良いとのことでございますので、それでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。

それでは、次には栃木県さんから台湾の輸入規制緩和を契機とした食品の輸出拡大について、御説明をお願いいたします。

○栃木県知事

皆さん、こんにちは。

また、川勝会長におかれましては、意見の集約などお骨折りをいただきまして、御礼を申し上げます。

中座をすること御容赦を賜りたいと思います。

このテーマにつきましては、関東地方知事会あるいは全国知事会で何度も国へ要望を上げているところでございます。関東の各県からも要望している問題であります。この件で無傷なのは、神奈川県と長野県だけでございまして、ほかはみんな何らかの影響を受けているという状況にあります。国は、農林水産物と食品の輸出額を 2030 年に 5 兆円とする目標を掲げています。しかし、原発事故以降、今なお 14 の国・地域で輸入規制措置が継続されております。台湾では、2 月 21 日に本県を含む 5 県の食品に対する輸入規制が緩和され、一部の食品を除いて輸入停止措置が解除されたものの、全ての規制撤廃には至っておらず、国の目標に向けて輸出拡大に取り組む中での障壁でもあると思います。

日本産食品の輸出先のうち台湾につきましては、中国、香港、アメリカに次いで 4 番目の輸出国という状況にありますので、日本産食品の輸入規制緩和を契機とした輸出拡大に向けて措置を講じていくべきであると改めて思っております。

1 番目ですけれども、台湾では、茨城、群馬、千葉、福島、そして栃木の酒類を除く輸出可能な全ての食品に対し、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付を義務づけております。また、水際検査において全ロット検査が実施されております。品目によって放射性物質検査報告書と産地証明書の添付が義務づけられておりますことから、時間がかかる、手間がかかる、こういった問題が発生しております。規制の完全撤廃に向けた働きかけを積極的に求めていきたいと思っております。

2番目の項目につきましては、日本ではもう既に厳格な検査を実施しておりますが、5つの国・地域において、現在も輸入停止措置が維持されております。特に中国は、昨年の我が国最大の農林水産物・食品の輸出先であります。本県を含む9都県に対し、全ての食品の輸入を停止するなど、その影響は大きいものがあります。規制の早期解除に向けてあらゆる機会を捉え、働きかけを行っていくべきだと思います。

次の項目につきましては、原発事故から11年経過をしているわけですが、風評の完全な払拭のために、その国の言葉を使用するなど、効果的な手法で正確な情報を発信するなど、我が国の食品の安全性に関する普及啓発を、国においてはこれまで以上に強化をしてもらいたいと考えております。1度途絶えた販路を回復させるには、莫大なエネルギーを必要としております。そのための十分な財源の確保や販売促進につながる機会の提供など、特段の支援をお願いしたいと考えております。

以上でございますが、申し訳ありませんが、もう一つだけお願いしたいことがあります。今年は「いちご一会とちぎ国体」を10月1日から11日間の日程で、それから、全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」を10月29日から31日までの3日間の日程で開催します。国体は茨城国体以来3年ぶり、障スポは福井大会以来4年ぶりということになります。雪上、氷上とも冬季大会は既に終了しておりますが、10月の本大会に向けて感染防止対策をしっかりと行っていきながら、何としても今年は国体と障スポの両大会を開催してまいりたいと考えておりますので、その際には各都県におかれましては、選手、役員の派遣など、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○会長

福田知事、ありがとうございました。

それでは、福田知事の台湾の輸入規制緩和を契機とした食品輸出拡大について、御意見等ございますでしょうか。

熊谷知事、よろしくお願いします。

○千葉県知事

ありがとうございます。

栃木県、福田知事の提案、要望の趣旨に我々も大いに賛同いたします。

台湾において輸入規制が緩和されたことは大変喜ばしく、1歩前進したとは考えておりますが、おっしゃるとおり課題がございます。

千葉県のほうは、今年1月に成田空港の隣接地に、検疫など複雑な輸出の手続を一本化・短縮化する、日本発のワンストップ輸出拠点機能を備えた新生成田市場が誕生したわけでありまして、我々も生産者や流通事業者と連携をして、台湾などへの輸出に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

一方で、お話しいただいたとおり、この放射性物質検査報告書の添付などが、ワンストップといいながらも、やはりここが輸出の障害となっておりまして、国においては、早期にこうした規制が緩和されるように、台湾をはじめとする国や地域に対して、日本の食品の安全性に関する情報発信を行うとともに、科学的根拠に基づいた対応の実施について、粘り強く働きかけを行っていただきたいと思いますと考えております。

千葉県からは、以上でございます。

○会長

ほかにどうでしょうか。

静岡県もキノコ、お茶についてこういう規制がかかっておりまして、福田知事の御提案に全面的に賛成しております。

御意見ございますか。

(なし)

○会長

ないようですが、この秋に栃木県で国体と障害者スポーツ大会が行われるということで、ぜひ久しぶりの国体、障害者スポーツ大会でございますから、関東一円皆で協力いたしましょう。

○栃木県知事

よろしくお願いします。

○会長

それでは、この提案につきましては、原案どおりということでよろしゅうございますね。ありがとうございました。

福田知事は、ここで御退席されると伺っております。どうもありがとうございました。

○栃木県知事

よろしくお願いします、ごめんください。

— 栃木県知事退席 —

○会長

それでは、続きまして群馬県さんから、多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について、御説明をお願いいたします。

○群馬県知事

群馬県の山本一太でございます。

まず、今回関東地方知事会の開催に御尽力をいただいた川勝知事、静岡県事務所の皆さん、お疲れさまです、ありがとうございます。

群馬県を含め我が国では、人口減少に伴う労働力不足によって外国人材を確保する、そしてこうした方々に活躍してもらうことは、喫緊の課題だと考えています。このことから群馬県からは、多文化共生・共創社会の実現に向けて、「外国人住民への支援」とそれから「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」の2点について要望させていただきたいと思います。

群馬県がこの提案を作成するに当たっては、同じような課題を抱える

茨城県の大井川知事からも御意見をいただき、よりよい提案内容になったと思います。その点も感謝を申し上げたいと思います。

群馬県では、「多文化共創」という概念の下で外国人住民を単なる労働力としてではなく、日本人とともに地域に活力をもたらす仲間として受け入れています。我々は、外国籍県民と呼んでいるんですが、国籍や民族等にかかわらず誰もが幸福を感じることのできる社会の実現を、20年後のビジョンの中でもうたっております。

また、今般のウクライナからの避難民の方々への対応に関して各々の知事の皆さんも取組を進められていると思いますが、受入れに当たっての言葉や教育などの問題は、まさに多文化共生・共創の推進と共通しております。よりこうしたことを進めていく重要性が、高まっていると考えています。

そういった観点からも、この要望の1の(1)に記載した「日本語の学習機会の提供」とか、2の「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」などを通じて、日本人及び外国人の双方に安心・安全な生活環境を提供できるよう、積極的に国からも支援をいただけるように働きかけていただきたいと思います。

川勝知事の静岡県を含め関東知事会の構成都県は、全国的に見ても、外国籍の皆さんの割合が高くて、多文化共生・共創の先進地といえると思います。皆様には、今後もぜひより一層の連携をお願いしたいと思います。

群馬県からは、以上です。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの多文化共生・共創社会の実現に向けた群馬県さんからの御提案に対しまして、御意見等ございますでしょうか。

— 山梨県知事出席 —

今、山梨県の長崎幸太郎知事が出席されましたので、御案内申し上げます。長崎さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○茨城県知事

川勝知事、よろしいですか。

○会長

はい、どうぞ。よろしくお願いします。

○茨城県知事

山本知事の御提案いただいた外国人材の共創社会の実現、全面的に賛成を申し上げたいと思います。

茨城県でも多くの外国人材が製造業、農業、介護など様々な分野で活躍をいただいております。もう地方社会にとっては、なくてはならない重要な存在となっております。ただ、今のこのコロナを契機とした外国人の入国制限、これが多くの技能実習生や外国人材が、入国できずにいる状況をつくり出してございまして、地域経済にとっても甚大な影響を与えているところでございます。

総理からは、6月以降水際対策をほぼ緩和するという話も出ましたが、そろそろ諸外国のように入国枠というものの自体を撤廃することはできないのかと考えております。全て受入れ国の日本の水際で検査しようとする、どうしても入国枠が必要になってきてしまうと思いますけれども、外国によっては、ちゃんときちっと証明書が出る、あるいはワクチン接種をするということであれば、入国してから日本人と同じように発症したときに検査で補足するということでも、十分ではないかと思っております。

また、在留資格の特定技能第2号についての受入れ分野が、建設と造船、船用工業に限定されているという状況でございまして、これあんまり合理性があるのかよく分からないんですけども、せっかくなつく特定技能第2号の制度が、十分に活用されない事態になっているのではな

いかと危惧しておりますので、この受入れ分野の拡充もお願いをしたいと思っております。

追加で発言をさせていただきました、よろしくお願いいたします。

○会長

ほかに御意見ございますか。

これは大変重要な御提言だと思います。

それでは、原案のままでよろしゅうございますか。ありがとうございました。

ここで、群馬県の山本知事が、公務のために御退席されるということでございます。山本知事、ありがとうございました。

○群馬県知事

ありがとうございました。

— 群馬県知事退席 —

○会長

それでは続きまして、埼玉県の大野知事のほうから、基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し等につきまして、御説明をお願いします。

○埼玉県知事

ありがとうございます。

川勝知事におかれましては、お取りまとめ等に対して心より感謝を申し上げます。

先ほど大井川知事から医師の話がございましたが、私のほうからは、新型コロナに対応した基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直しについて、御説明申し上げます。

埼玉県では、人口 10 万人当たりの一般病床数は全国 46 位と極めて少ない中、新型コロナウイルス感染症患者が急増したときにもしっかりと対

応ができるよう、コロナ患者の受入れ病床確保に努めてまいりました。他方で、コロナ患者の受入れ病床確保のため一般病床をコロナ病床に転用したことによって、救急医療などの一般医療に対して影響が出ることもありました。

新型コロナのような新興感染症の流行時において、一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を迅速に確保していくためには、平時より各医療機関の病床数に一定の余力を持たせ、医療従事者を確保する必要があるかと思います。また、広域的に高度で専門的な医療を提供する医療機関や病床がありますが、これらの病床については、パンデミックが発生するときに、特定の地域に病床を集約し効率的な患者対応を可能にすべきと考えるところ、二次医療圏ごとに病床数を決定する現行制度では、実現ができません。

そこで、新興感染症の診療に当たる人員の維持管理や病床の効果的な運用に必要な予算などを整備の上で、当該患者を入院させるための基準病床数等の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床制度とすべきと考えます。特にこのようなパンデミックを経験した我が国が、しっかりと対応していくことは重要だと思っています。

また、新型コロナの対応のように広域的で高度で専門的な医療を提供する病床整備については、病床過剰の圏域であったとしても、都道府県知事による弾力的な運用を可能にするようにしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

大野知事、どうもありがとうございました。

ただいまの御提言につきまして、御意見、御発言ございましたら、挙手の上でお願いいたします。

大野知事の御発言は、現下のコロナ禍における実に経験に基づいた御提言でございまして、非常に重要な御提言であると考えております。

意見ございますか、よろしゅうございますか。

(なし)

○会長

それでは、原案のままでよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。それでは、埼玉県知事の方案のとおり提言させていただきます。ありがとうございました。

続きまして千葉県のほうから、家畜伝染病に係る埋却地の確保促進について。千葉県の熊谷知事、お願いいたします。

○千葉県知事

川勝知事、静岡県の皆様方には、取りまとめいただきまして、ありがとうございます。

千葉県からは、家畜伝染病に係る埋却地の確保促進について国に要望することを提案いたします。

本県では、令和2年度、高病原性鳥インフルエンザが大規模かつ連続的に発生して、採卵鶏など約458万羽を殺処分する大がかりな防疫対応が行われました。令和3年度においても、この鳥インフルエンザ3事例が発生したほか、他の県で発生した豚熱の疫学関連農場6農場で埋却を含む防疫対応を実施したところです。

幾つかの事例では、畜産農家が埋却のための土地を確保できておらず、発生後に候補となる土地を選定し周辺住民との調整などを行ったために、収束までに時間を要すと、このようなケースがございました。

家畜伝染病の早期収束を図るためには、殺処分した家畜を埋却するための土地をあらかじめ確保しておくことが重要であり、家畜伝染病予防法施行規則で定められた飼養衛生管理基準においても、畜産農家が埋却地を確保することが求められています。

あらかじめ埋却地を確保する方法の1つとして、農地としての利用が見込まれない遊休農地を活用することが考えられるんですが、現状の農地法では、農地を取得する場合に耕作を行うことが必要とされています。

このために一部の畜産農家は、飼養、飼っている規模に応じた埋却地を確保できない状況にあり、迅速な防疫対応の支障要因となっています。

そこで千葉県からは、畜産農家が埋却予定地を確保するために、遊休農地をいつでも耕作できる状態で管理することを要件にして、農地のままであらかじめ取得できるよう、農地法そして家畜伝染病予防法上の例外的な取扱いを認めることを求めます。また、併せて農地以外の土地を埋却予定地として確保する場合に、農地並みの負担で済むよう税制上の特例措置など政策的支援を講じることについて国に要望することを提案いたします。

○会長

ありがとうございました。

この件につきまして、御意見、御発言ございますでしょうか。挙手の上でお願いいたします。

神奈川県の黒岩知事、お願いします。

○神奈川県知事

千葉県の提案に賛成いたします。本県でも昨年7月に豚熱が発生しました。もうこれは、1回発生するとこんなに大変なものかと、我々は大変な苦勞をしたわけです。発生から10日以上にかかって県職員、地元市町村、関係大学の職員含めて延べ3,500人以上が、4,000頭を超える豚の殺処分、これに従事いたしました。レンダリング処理というのをしなきゃいけないんです。これは豚の死体を破砕、加熱するというこういう大変な作業です。これを普段は事務方をやっているような県の職員が、現場に行って汗まみれになってやるという大変な状況でありました。

そんな中でやっぱり様々な課題といったものを、我々も痛感した次第でありました。今、千葉県のほうで御提案があった、まさにその用地の確保です。防疫活動に必要な用地の確保をどうするかといった問題、これは非常に大きな問題なんです。例えばレンダリングをやる場所なんですけれども、これは一義的には、家畜の所有者が行うべきものであると

されております。本県でも原則畜産農家に対して必要な土地の確保を指導しているという状況にあります。しかしながら多くの農場は、敷地に余裕がなく、また、住宅が近接していることから、埋却地等の確保が大変に難しい状況なんです。昨年7月の事例でも県は、この農場に隣接する畑を借用しまして、周辺住民の理解を得ながら殺処分した豚のレンタル処理、これを行ったわけであります。

そうした経緯から、防疫活動を迅速に行うには、レンタル処理を行う場所などを平時から具体的に決めておくことが、重要であると痛感をしております。そこで県では、あらためて農場ごとに農場の敷地あるいはその近接地などで防疫活動が可能な土地を確保できるか確認し、難しい場合は市町村の協力を得て必要な場所の確保を進めているところであります。

畜産農家が、遊休農地を農地のままあらかじめ取得できるのであれば、防疫活動に必要な用地の確保に向けた選択の幅が広がる可能性があります。その場合、農地の適正かつ効率的な利用に向けた取組を妨げることもないよう配慮が必要であります。本県としまして、今後とも豚熱や鳥インフルエンザなどの発生に備え、全ての農場について防疫活動に必要な用地を確保していくことで、発生時の迅速な防疫活動に取り組む考えでありまして、千葉県に賛成いたします。

以上です。

○会長

賛成意見をいただきました。ほかに御意見ありますでしょうか。

(なし)

○会長

それでは、熊谷知事の御提案のとおり原案のままでよろしゅうございましょうか。

それでは、原案のまま提案させていただくことにいたします。

ありがとうございました。

続きまして、神奈川県黒岩知事のほうから、子どもの医療費助成制度の創設について、御説明をお願いいたします。

○神奈川県知事

ありがとうございます。

本県からは、子どもの医療費助成制度の創設について、提案させていただきます。

お手元の神奈川県資料、これを御覧いただきたいと思います。

まず1、提案の背景ですが、子どもの医療費助成制度は、子どもの医療費の自己負担分を助成する制度でありまして、全国全ての市町村で実施しており、都道府県においては、市区町村が実施している事業の費用の一部を助成しているものであります。

2019年の国民生活基礎調査の所得に係る世帯の生活意識によりますと、緑枠のとおり全世帯の54.4%が苦しいと回答しておりますが、赤枠の児童のいる世帯に限りますと、60.4%にもなりまして、子育ては経済的負担が大きいことがいえます。また、国立社会保障・人口問題研究所の調査によりますと、子どもへの支出は、対GDP費で日本は1.65%なのに対し、ドイツは2.4%、フランスは2.93%、イギリスは3.19%となっておりまして、諸外国に比べ少ないというのが、現状であります。

子どもへの様々な施策については、令和5年4月1日から内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されることになっており、今後子どもに関する施策についてより一層の充実が図られることが、期待されます。

そこで2、現状と課題を御覧いただきます。内閣府が刊行しています令和3年版少子化社会対策白書によりますと、持ちたいと思う子どもの数、いわゆる理想の子ども数を持たない理由として1番に挙げられているのが、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという理由でありまして、子育てに関する経済的な負担の軽減が、喫緊の課題であります。

次に、裏面を御覧いただきたいと思います。

こうした中、子どもの医療費助成制度は、子育てに関する経済的な負

担の軽減に寄与していますけれども、法律に基づいた制度ではないため、地方自治体が独自に実施しております。子どもの医療費助成制度の充実については、少子社会において子育て支援をする上で有効な施策の1つとなりますけれども、地方自治体の財政状況や優先する施策の考え方により左右されています。

下の円グラフを御覧いただきます。このグラフは、子どもの医療費助成制度の実施状況を基に作成しており、住民が最も利用する市区町村における通院に対する助成の状況を示したものであります。左の円グラフ、対象年齢については、50%が15歳年度末までを対象としており多数を占めていますが、就学前までや9歳年度末など対象年齢が多岐にわたっています。また、真ん中の円グラフ、一部自己負担の有無については、医療費の自己負担なしが65%と多いのでありますけれども、ありの市区町村もあるため、自己負担の有無について、市区町村により条件が異なっていることが分かります。さらに右の円グラフでありますけれども、所得制限の有無について86%の市区町村がなしとなっておりますが、14%の市区町村がありとなっており、所得制限の有無についても、市区町村により条件が異なっていることが分かります。

これらのグラフからも分かるとおり、補助の対象年齢、一部自己負担や所得制限の有無などの条件が統一されておらず、住んでいる場所により受けるサービスに格差が生じている状況であります。未来を担う子どもを安心して産み育てられるよう、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる制度づくりが、必要であると考えます。

そこで3、提案内容を御覧いただきます。国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、国の責任において窓口での医療費負担がなく医療を受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すること。

以上、関東地方知事会として国に対して要望することについて、御賛同いただきたいと思います。

私からは、以上です。

○会長

ただいまの御提案に対しまして御意見、御発言ございますでしょうか。
山梨県の長崎知事、お願いします。

○山梨県知事

ありがとうございます。

まずは、子どもの医療費の窓口無料化に関する黒岩知事の御提案に賛同いたします。

ただ、この場合1つ留意をするべきことは、いわゆるペナルティー、減額調整措置について、この解消をぜひしていただきたいと、していただくべく要望するべきであろうと考えます。国は、窓口無料化をすると受診の増加につながり、ひいては医療費の増加につながるということで、今、窓口無料化は、多分ほとんどの市町村がペナルティーを払いながらやっていると思いますが、このペナルティーが、普及のもう一つのネックになっているのだらうと思っています。山梨県も同じ状態です。

この点に関して、実は全く同じ問題が子どもだけではなく、重度心身障害者の医療費に関しても存在し、これを窓口無料化するとペナルティーがかかります。それでも、山梨県の場合は償還払いにしているんですけども、ただ、実際のところ一体いくらお金がかかるか分からないので、あるときは二、三千円で済むけれども、あるときは数万円を持っていかないといけないとか、検査内容によっても治療内容によっても医療費が大きく異なって、これは、重度心身障害者のお宅に対しても大変な不安感ですとか不便さを及ぼしております。

この観点から実は山梨県では、昨年10月から新しい取組を行っておりまして、特殊なクレジットカード払いのシステムを構築しております。具体的には、日本医師会が推奨するかかりつけ連携手帳の電子版、電子版のお薬手帳なんですけれども、これにQRコード決済の機能を付加しまして、この機能を使うことによって患者さんとお医者さんの関係では、決済が完了する。後日そのクレジットカードの引き落とし日に、補助金が、その人の口座に振り込まれると。こういうシステムを今、導

入して実際行っております。厚労省は大変嫌がっておりますけれども、とにかく、法律に照らし詳細に検討しましたが、法律的には何も問題がないはずということで、今、実証実験を行っております。

こうすることでお医者さん側が、その患者さんがどれだけ医療を受けるかというのが把握できるわけですので、これで乱診・乱療を阻止しようという仕組みになっています。実際にこれまでの実証実験では、決して受診が増えていることはないということが、数か月の検討で分かっています。

例えば、こういうシステムを利用しながら、子どもの医療費の窓口無料化に対しても、本当に医療費増につながるのか、あるいはつながらないような、例えば今私が申し上げたような仕組みを使うことで、医療費の窓口無料化にペナルティーというものをなくすべく、知事会として取り組まれることを併せて提案したいと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

山梨県知事のほうからは、神奈川県知事の御提案に御賛成の上でこのペナルティー、いわゆる減額調整措置の撤廃といいますか解消を併せて御提案をされてはどうかということでございますが、黒岩知事はいかがでしょうか。

○神奈川県知事

長崎知事の御指摘は、極めて重要なポイントと思っております、我々も従来からこの国庫負担金の減額調整措置の解消、これを国に対して同様に要望を行ってきたわけでありまして、いただいたこの御意見を踏まえまして、ぜひ事務局のほうで調整していただいて、本要望に盛り込む形で修文をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○会長

ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。長野県の阿部知事。

○長野県知事

御指名ありがとうございます。

黒岩知事の御提案に 120%賛成です。長野県としても個別にこれまでも提案してきているのですが、長野県の場合は市町村と県で足並みをそろえて、中学校卒業まで入院、通院ともに助成対象にして、しかも現物給付化をした上で所得制限なしというところまで、何とか市町村と話をしながら持ってきています。お話のようにペナルティー分を県も市町村も負担をしている状況です。これは、ここまで全国的な制度になって、少し制度の設計の仕方は違いますが、全都道府県、全市町村が子どもの医療費助成は必要だということで実行しているわけですから、これはまさに国の対応が遅れている最たる事例ではないかと思います。

そういう意味では、黒岩知事御提案のこども家庭庁設置を契機に知事会全体で、あるいは市長会、町村会も。恐らく各都道府県もそうだと思いますが、我々も市町村と話すときは、もう少し県が負担してくださいという話で、どうしても県、市町村間の関係ではなってしまう。私は本来ここまで来たら国の制度にするべきだとずっと言っています。国にもそう言っていますので、関東地方知事会、場合によっては全国知事会のマターとして、こども家庭庁設置に併せての 1 丁目 1 番地の優先的なテーマとして国に強く求める必要があると思いますし、ぜひ市長会、町村会も同じ問題意識だと思いますので、まずは連携して対応できるようにお取り計らいをいただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○会長

山梨県知事の追加提案に対しまして、阿部知事からも賛成という御意見でございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、事務局のほうでこの追加提案を入れ込む形で修文をするということでよろしゅうございましょうか。

○神奈川県知事

よろしくお願いいたします。この記述も載せるということで。

— 長野県知事退席 —

○会長

では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは続きまして、山梨県知事から、医療関係職種国家試験における受験機会の確保について、御説明をお願いいたします。

○山梨県知事

ありがとうございます。

山梨県からは、新型コロナウイルス感染症に罹患した医療関係職種国家試験の受験者に対しまして追試などの受験機会を確保していただくことを、国に対して知事会として要望していただければと思います。

令和3年度の医師国家試験あるいは歯科医師、看護師などの国家試験におきまして厚労省が、新型コロナウイルス感染症に罹患した人につきましては、受験を認めず追試も実施しませんでした。

これは過去に実は、山梨県で平成26年2月14日に大雪が降ったことがございます。翌々日の2月16日に看護師の国家試験があったんですけれども、このとき史上最大の大雪が山梨県には降りまして、全ての電車、道路が1週間近く封鎖状態になり、動かなかったということがあります。このときに時の菅官房長官、そして田村厚労大臣の御配慮によりまして、2月16日の看護師の国家試験の1か月後に追試をやっていた、そういう前例がございます。このとき、追試の試験問題を作るのは大変だということで、当初厚労省はこれに対して拒否反応を示していたんですけれども、最終的に政治判断で急遽問題を作ってやっていた

だくことができました。

他県の状況は承知をしておりますが、山梨県の場合ですと、国家試験の前に例えば看護師であれば既に行く先は大体決まっています、この結果看護師の国家試験が受けられないことで何十人、何百人単位で受けられないとなると、本当にその地域の医療体制自体が、がたがたになってしまうという大変大きなリスクを負うことになります。

今年、今これから準備をすれば時間的な余裕は十分あるはずですので、今年度というか次の医療関係職種の国家試験においては、万が一コロナにかかって自宅待機その他になったような場合には、ぜひその子たちに対して追試ですとか、リモートの対応その他を使いましてチャンスを与えてあげることが、子どもに対しても受験生に対しても、また地域医療システムの維持に対しても、大変大きな安定感をもたらすものだと考える次第であります。ぜひ国に対して関東知事会から提案をしていただきたく思います。

以上です。

○会長

ただいま御提案をいただきましたこの山梨県知事からの御提案に対しまして、御意見、御発言ございますでしょうか。挙手の上でお願いいたします。

(なし)

○会長

それでは、原案のまま御提案させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に本県からの提案でございますが、防災・防疫対策等の推進について、私のほうから説明させていただきます。

本県は一貫して地震、風水害対策などの防災対策と新型コロナウイルス

ス感染症をはじめとする防疫対策につきまして、昨年度に引き続き御提案をさせていただきます。

提案内容のうち今回新たに追加した主なものを御説明いたします。

50 ページを御覧くださいませ。

まず、「地震・風水害対策等の推進」のうち 10「原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化」の（８）「武力攻撃に対する原子力施設の安全確保」についてであります。ロシア軍は、ウクライナのザポリージャ原子力発電所に対する攻撃という許し難い行為を行いました。昨今の世界情勢を踏まえまして、武力攻撃に対する原子力施設の安全確保について改めて検証することを、国に対して強く要望するものであります。

次に、「土砂の不適正処分に関する対策の強化」についてでございます。昨年 7 月本県の熱海市で大規模な土石流災害が発生いたしました。このことを踏まえまして、盛土等による災害から国民の生命を守るために、宅地造成及び特定盛土等規制法が、今国会において成立する見込みでございます。これにより都道府県知事等が指定した規制区域においては、危険な盛土等を全部一律の基準で規制し、災害の防止を図ることができるようになります。一方、規制区域外につきましては、無秩序な盛土行為が行われるおそれがありますことから、規制区域外における危険な盛土等の防止に関わる対策を、国に求めるものであります。

最後に、「防疫対策等の推進」のうち 1「防疫に対する財政措置」についてであります。

遅きに失した感はございますが、令和 3 年 6 月に閣議決定されたワクチン開発・生産体制強化戦略によりまして、国産ワクチン、治療薬の開発が国家戦略として位置づけられ、先進的研究開発戦略センターいわゆる SCARDA（スカーダ）が、国産ワクチン開発の司令塔として設置されました。新型コロナウイルス感染症に限らず今後の新興の感染症に備えるためにも、感染症から国民を守る国産治療薬及びワクチンに加え、感染の有無を把握するための国産検査試薬及び検査キットの開発、生産力の一層の強化が、国の安全保障上不可欠となります。

日本では、海外のメッセンジャー RNA ワクチンの製造に際し、国内

メーカーが原料を提供するなど技術的な実績もございますことから、このような強みを生かせるよう国に対し引き続き積極的な財政支援を行うことを要望いたしますとともに、早急かつ大胆な施策の展開を期待するものであります。

以上であります。

これに関連いたしまして、御意見等ございましたら、よろしくお願いをいたします。

どうぞ。

○埼玉県知事

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

今回新しく追加していただいた提言のうち、昨年の熱海での土砂災害、お悔やみそしてお見舞い申し上げますけれども、これを踏まえて御提案をいただいたことを含めて賛成の立場ではありますが、県として意見を1点申し上げたいと思います。

この盛土規制の法案は、川勝知事が御指摘のとおり今、国会で審議をされているところでありますが、規制区域として指定可能な範囲は、市街地等区域などに限定をされています。知事御指摘のとおり、そこから外れる地域でも、道路などの公共施設あるいは学校などの利用者がいるため、こうした方々の安全に配慮が必要な場所もあると考えています。

政省令あるいは運用指針等において、この規制区域の指定可能な範囲について柔軟な対応が望ましいと私も考えるところであり全く同感であるのですが、他方、先週12日、参議院の国土交通委員会において質疑が行われて、本件について議論が戦わされました。そこでは、質問で特定盛土で規制できない地域が発生してしまうのではないかということでした。そこで知事などが幅広く現地の状況に応じで柔軟できめ細やかな指定が可能となるよう対応するべきだという質問に対して国側の説明では、そうだけれども、いたずらに様々な地域が制限されないように国がこれから指示を示すと、ガイドラインを示すと、こういった話をしております。

つまり、一方でうなずきながら、一方で実はまた穴を空けてしまっているという状況に、参議院での今、審議ではなっています。まだこれは成立していませんので、法案あるいはその下部、下に位置づけられる政省令がどうなるか分かりませんが、やはり静岡もそうでしょうし、埼玉県におきましてもこの盛土の規制に関しましては、山間部もございますし、あるいは平野部で盛土がされている地域も正直ございます。こういったことに鑑みると、やはりそれぞれの知事が、地域の特性や危険度に応じてしっかりとこの区域外の地域においても指定ができるように強く呼びかけるべきだと思いますので、ここについては、知事の静岡県の御提案に全面的に賛成するとともに、ぜひこういった、今審議が行われているという経緯を踏まえて強く要請をしていただきたいと思います。

私からは、以上です。

○会長

どうもありがとうございました。そうさせていただきます。

ほかに御意見ございますでしょうか。長崎知事、よろしく願います。

○山梨県知事

静岡県、川勝知事の御提案に全面的に賛成いたします。

特に 51 ページ 2 防疫体制の整備等の（１）第 2 パラグラフ、都道府県の感染症対策を総合的に担う感染症専門施設の設置に向けて全国的な制度の創設を図ること。この部分が大変重要なことであろうと思います。

山梨県の経験で行きますと、大変お恥ずかしい話ながら、2009 年の新型インフルエンザの知見というものが、今般の新型コロナの初期段階においては、ほとんど消失しておりました。つまり、役所のそのときの担当者は、しっかり覚えていろいろと頑張ったと思うのですが、その後定期人事異動の繰り返しの間でいつの間にかその知見というもの

が、完全には引き継がれず消滅していた。こういう大変苦い経験がございます。

そういう意味で今、私ども感染症の専門組織を立ち上げてはいるところなのですけれども、ただ、これは我々のような小さい県ですと、いつまでもつのか、私が知事やっている間はずっと存続すると思いますが、その後どこまで維持できるのかというのは、若干不安になるところもあります。そういう意味でこれは、ある程度各都道府県が人を出し合ったり何なりするような形で、国とも合わせて共同運営するような形で感染症対策組織が1つしっかりとしたものができれば、全国レベルあるいはそれぞれの自治体の知見というものを蓄積させ継承をさせて、次に大きなパンデミックがやってきたときにも迅速に対応することができるのではないかと、こう考える次第ですので、この点はぜひ強調して国に働きかける必要があるのではないかと考えます。

すみません、あともう一点ございます。56 ページにインバウンドの復活推進ということが、掲げられております。これも大賛成です。特に今、円安の厳しい状態の中で観光業は、経済活性化にとっても大変重要なもので、特にインバウンドを活用しない手はないと思いますが、そもそも水際対策をいつまでやっているんだと。専門家に言わせますと、国内は例えばワクチンですとか体制が整う間の時間稼ぎだという位置づけだと思いますが、それをずっと長らく続けているのは、私はちょっとナンセンスじゃないかと思いますので、これはインバウンドを即時復活してもいいぐらいではないか、これをやっぱり訴えるべきじゃないかと思います。

これに関連してちょっと心配なことは、政府のワクチンに対するスタンスというものが、ぬるいのではないか。要は、インバウンドが復活したときに、例えばフランスとかそういう外国からお客さんをお迎えしたときに、日本は彼らの国とは違ってワクチンがあんまり進んでいないなんていう話になると、逆に危ない国なんじゃないかという風評も懸念されるのではないか。そういう意味では、インバウンドの復活と併せてワクチンのさらなる推進というものは、やはりセットで考えていくのが、

国際的な責任の果たし方でもあるし、我が国のブランド価値の維持という観点からも重要になるのではないかと、こう考える次第であります。この点に関しまして、私としてはぜひ国に対して強調して訴えていくべきことであろうと考える次第であります。

どうもありがとうございました。

○会長

インバウンドの件は、長崎知事が御指摘される前に強く長野県知事が言われたことでございますので、この点はぜひ一致して御提案させていただきたいと思う次第でございます。

栃木県さんお願いします。

○栃木県

代理で出席しております栃木県総合政策部長の鈴木でございます。

恐れ入ります、事務的な点で修正をお願いしたいところが1点ございます。該当箇所は43ページになります。上の（3）でございます。こちらにつきましては、本県の意見を踏まえまして今回追加をしていただいた項目でございます。その内容は、豪雨時に停電が発生をしても浸水被害を回避できるように、排水機場のポンプの稼働に必要な非常用電源の確保などに係る費用の支援を求めているものでございます。これにつきまして今般、一部については、国庫補助の対象となることが確認できました。このため現在の記載内容の末尾の部分でございますけれども、支援措置を講じることとなっておりますが、これを支援の充実を図ること、このように修文をしていただければと存じます。

よろしく願いいたします、恐れ入ります。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

既に補助対象になる旨はもう示されたということでございますので、

それではこの件につきましては、現実に合わせて形で支援措置を講じることとありますのを、支援の充実を図ることということに修文すればよろしゅうございますか。

○栃木県

はい。

○会長

はい、分かりました。それでは、そういう修文をさせていただくことでよろしゅうございましょうか、皆様方も。ありがとうございました。ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○会長

それでは、ただいまの修文を入れまして、提案をさせていただくということにいたします。ありがとうございました。

それでは、最後に 12 道路網の整備促進等について、これは共同提案でございますので、私のほうから説明をいたします。

各都県に係る 21 項目の道路の整備促進をはじめ高速道路網の有効活用や老朽化対策、重要物流道路に関わる地方公共団体への支援などを求める提案、要望でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

この提案につきまして、何か追加の御意見等がありましたら、よろしくお願い申し上げます。

(なし)

○会長

それでは、原案のままということにさせていただきます、よろしゅう

ございますか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして提案、要望事項の協議を終了いたします。各提案、要望のうち一部修正をするとされた項目については、後日、提案都県と事務局との間で調整をしてみたいと思います。ただいま決定されました提案、要望事項につきましては、政府等関係各方面に対しまして実現のために要請活動を行うこととしておりますので、各都県の皆様の御協力をお願いいたします。

続きまして、昨年度の秋の会議で決議しました提案、要望事項の措置状況につきまして、これはお手元の資料 2 のとおりでございます。内容につきましては、後ほど御覧いただければと存じます。

そして次に、協議事項（2）の令和 3 年度関東地方知事会歳入歳出決算（案）について、事務局長のほうから説明をお願いします。

○事務局

それでは、お手元の資料 3、2 枚目を御覧ください。

令和 3 年度の歳入決算額は、213 万 1,800 円。歳出決算額は、165 万 8,775 円となっております。歳入歳出の差引残額 47 万 3,025 円は、翌年度に繰り越します。詳細は次のページに記載してありますが、幹事会で議論しておりますので、説明は省略いたします。

また、4 月 28 日及び 4 月 19 日に監事であります茨城、埼玉両県の監査を受け、適正である旨の監査結果をいただいております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いします。

○会長

ただいま説明がございました決算案につきまして、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

（なし）

ないようですので、令和 3 年度決算（案）については、原案のとおり

承認することとさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議なしということでございますので、案のとおり承認することといたします。

本日予定しておりました協議事項につきましては、全て終了いたしました。

(4) その他

○会長

それでは、その他ということで、何か御発言ございますでしょうか。
黒岩知事、どうぞよろしく。

○神奈川県知事

ありがとうございます。今日は本当に御苦労さまでございました。

先ほど栃木県のほうから国体の話がありましたけれども、神奈川県でもちょっと大きなイベントがあります。ねんりんピックかながわ 2022 といったものでありますが、これは言ってみればシニアの国体のようなものでありまして、これは 11 月に開かれます。このサブタイトルが、未病改善で笑顔あふれる 100 歳時代といったことでありまして、ねんりんピックかながわ 2022、これのお知らせをさせていただきました。

ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。

ほかにそうしたお知らせ等を含めて御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(なし)

○会長

ないようでございますので、それではほかになれば、最後に事務局から説明をさせていただきます。説明をお願いいたします。

○事務局

次回の10月26日の会議につきましては、静岡県内での開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

以上でございます。

(5) 閉会

○会長

皆様の御協力によりまして会は、スムーズに進行いたしました。令和4年度定例第一回関東地方知事会議を、これをもちまして閉会いたします。

皆様、長時間ありがとうございました。非常にいい意見交換できたと思います。ありがとうございました。

(終了)